

議案第127号

鹿児島県証紙条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県証紙条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県証紙条例の一部を改正する条例

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる使用料及び手数料については、それぞれ当該各号に定める方法により納付することができる。

- (1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鹿児島県条例第45号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料又は手数料 当該申請等を行うことにより得られた納付情報により納付する方法
- (2) 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託する使用料又は手数料 同法第231条の2の2の規定により指定納付受託者に納付を委託する方法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

使用料又は手数料の納付を指定納付受託者に委託する方法により納付することができるようにするため、所要の改正をしようとするものである。